

「川崎市総合計画改定に向けた基本的な考え方」 を取りまとめました

本市では、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市総合計画」（基本構想、基本計画、実施計画で構成）に基づき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて取組を進めているところです。

令和7(2025)年度は、本市の具体的な取組を定める「第3期実施計画」の最終年度に当たるとともに、長期的なビジョンや方向性を示す「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過することから、令和7(2025)年度に「川崎市総合計画」を改定することとし、その趣旨や方向性、スケジュール等を「川崎市総合計画改定に向けた基本的な考え方」として取りまとめましたので、お知らせいたします。

（問合せ）

川崎市総務企画局企画調整課 山井
電話 044-200-2025



川崎市総合計画 改定に向けた基本的な考え方

令和 6 (2024) 年 5 月
川崎市



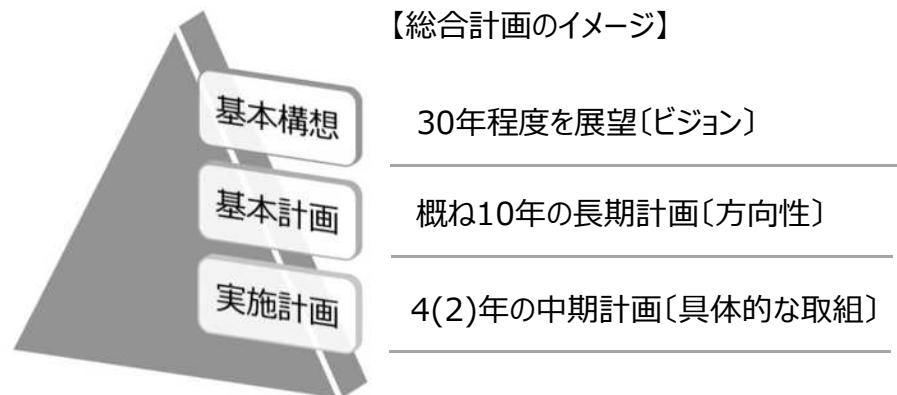
目次

1	<u>川崎市総合計画について</u>	P2
2	<u>改定の趣旨</u>	P5
3	<u>改定に向けた方向性</u>	P6
4	<u>改定作業の基本的な考え方</u>	P9
5	<u>改定までのスケジュール（予定）</u>	P11

1. 川崎市総合計画について

本市では、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて取組を進めています。

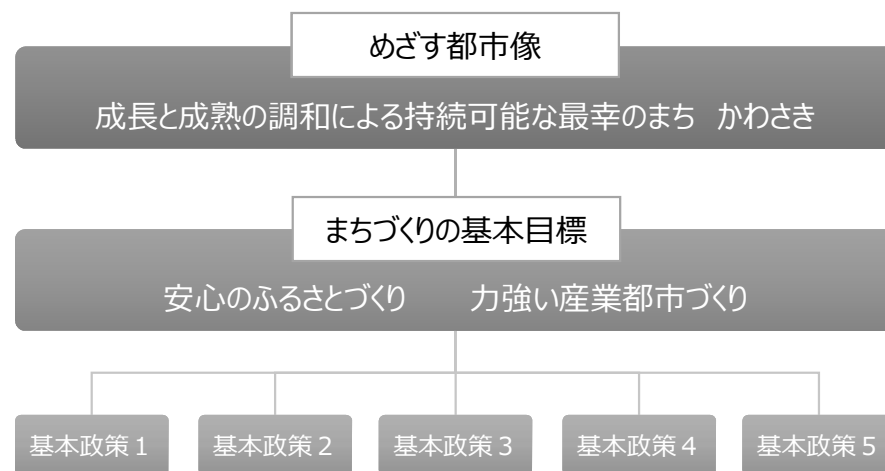
総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、4(2)年ごとに実施計画を策定することで、社会経済状況の変化等に対応しています。



① 基本構想

基本構想は、30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、それを達成するための5つの基本政策を定めるものです。

【基本構想のイメージ】



※基本政策の内訳はP4「総合計画の政策体系等」参照

1. 川崎市総合計画について

② 基本計画

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するため、概ね10年間を対象として、基本政策ごとに政策の方向性を定めるものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本構想、基本計画で示したビジョンや方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める「政策体系別計画」と、各区の主要な取組を示す「区計画」で構成しています。

また、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った「かわさき10年戦略」を掲載しています。

【総合計画の計画期間等】

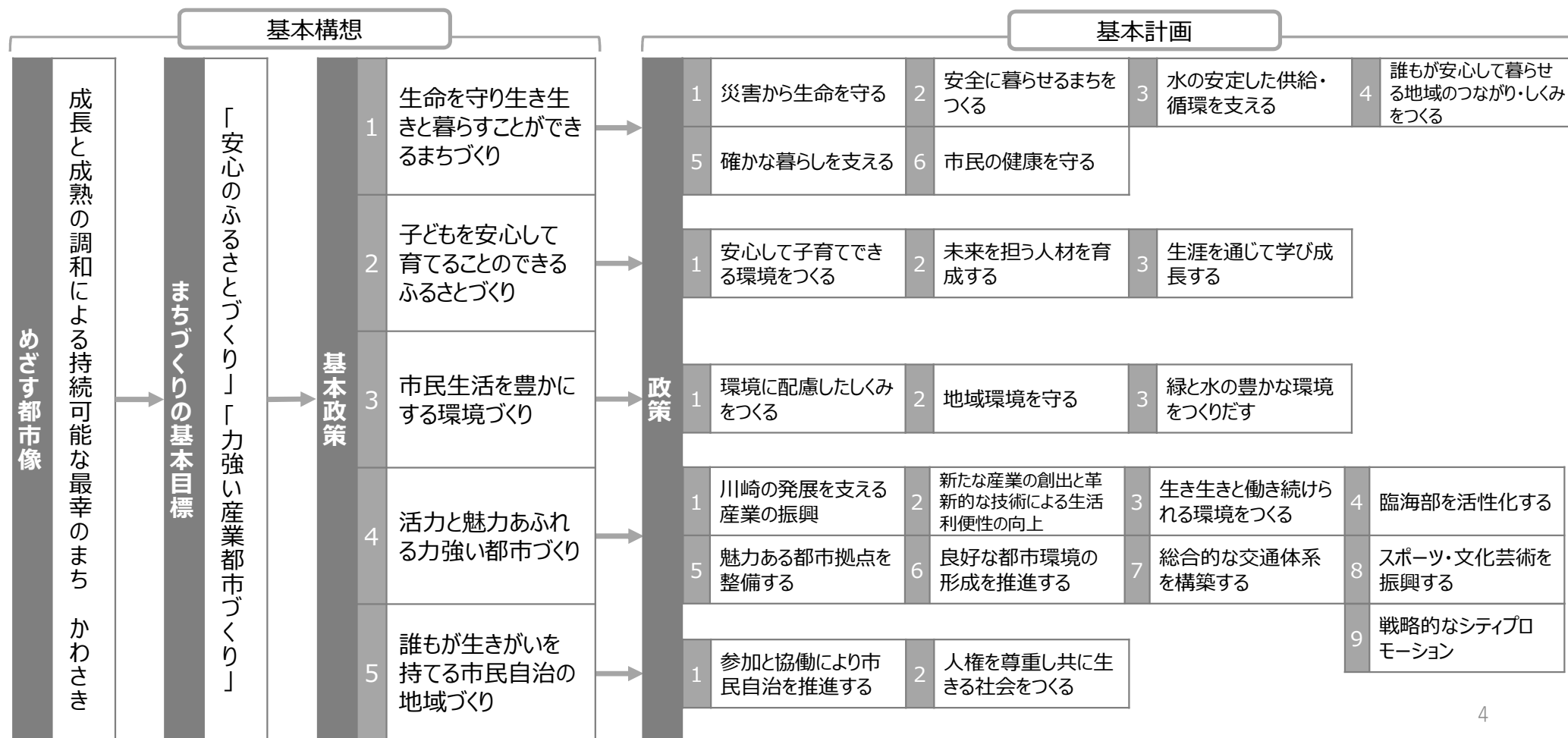


※各実施計画に「かわさき10年戦略」を掲載

1. 川崎市総合計画について

【総合計画の政策体系等】

※各政策の下に「実施計画」で定める「施策」及び「事務事業」が連なる



2. 改定の趣旨

令和7(2025)年度は、本市の具体的な取組を定める「第3期実施計画」の最終年度に当たるとともに、長期的なビジョンや方向性を示す「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過します。

この間、喫緊の課題であった待機児童対策や中学校完全給食の実施、地域包括ケアシステムの構築、脱炭素社会の実現に向けた取組など、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、安心のふさとづくりと力強い産業都市づくりをバランスよく進めてきました。

一方で、気候変動をはじめとした環境問題の一層の深刻化、コロナ禍を契機に急速に進展した社会のデジタル化、また、川崎臨海部の重工業の象徴として、長きにわたり産業の発展を支えてきた大手鉄鋼メーカーの高炉等休止など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、賃金と物価がともに上昇する好循環により、長期にわたるデフレからの脱却が期待される一方で、人手不足や金利上昇が与える市民生活や公共事業への影響等も懸念されています。

さらに、これまで人口増加が続き、大都市の中で最も平均年齢が若い(※1)本市においても、いよいよ超高齢社会(※2)の到来が目前に迫り、今後、急速な高齢化が見込まれます。

本市は本年7月1日に市制100周年という歴史的な節目を迎えます。次の100年に向けて今後も持続的な発展を続けるためには、社会経済環境の変化に迅速かつ的確に対応しながら、将来を見据えた課題解決にしっかりと取り組んでいく必要があります。

以上を踏まえ、令和7(2025)年度に「川崎市総合計画」を改定することとし、今後、本考え方に基づき、改定に向けた取組を進めていきます。

(※1) 令和2(2020)年国勢調査結果

(※2) 「川崎市第3期実施計画策定に向けた将来人口推計(更新版)」(令和4(2022)年2月公表)において、令和7(2025)年までに超高齢社会(65歳以上の人口比率が21%を超えた状態)が到来することを想定

3. 改定に向けた方向性

① 総合計画の構成

めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現と、まちづくりの基本目標である「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」の達成に向け、本市が持続的に発展していくためには、将来を見据えた長期的なビジョンや方向性の下、具体的な取組を定める必要があることから、改定後の総合計画についても、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。

② 基本構想、基本計画

基本構想に定める5つの基本政策や、基本計画に定める政策の方向性については、概ね普遍的なものであるとともに、住民の福祉の増進という自治体の責務を果たす上で、一定の継続性や安定性が求められます。

一方で、本市を取り巻く環境の変化や、将来的な課題等を的確に捉える必要があるため、基本構想は改めて30年程度先を展望し、基本計画は令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間を新たな計画期間として、現行の考え方を基本としながら、必要な見直し(アップデート)を行います。

3. 改定に向けた方向性

③ 実施計画

基本構想、基本計画に定めるビジョンや方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める計画として、これまでの実施計画に基づく取組の成果や課題等を踏まえ、次のとおり策定します。

【名 称】 川崎市総合計画 第4期実施計画

【計画期間】 令和8(2026)年度から
令和11(2029)年度までの4年間

※令和12(2030)年度以降についても
4年間の実施計画策定を想定

なお、これまでの実施計画では、政策体系に位置付くあらゆる事務事業（第3期実施計画では約570件）の取組や目標を原則として年度ごとに詳細に定め、進行管理を行ってきましたが、社会経済環境の変化が加速度的に進む今日においては、機動性や柔軟性の面における課題等が顕在化してきています。

また、「かわさき10年戦略」については、中長期的かつ分野横断的な視点により、本市の発展のイメージが俯瞰できる一方、実施計画との関係性が分かりづらいといった側面を有しています。

これらの課題を踏まえ、環境変化に機動的かつ柔軟に対応していくとともに、より市民に分かりやすい計画とするため、実施計画の構成を抜本的に見直します。第4期実施計画の構成等については、今後検討を進め、「川崎市総合計画改定方針」（令和7(2025)年5月頃公表予定）において、お示しします。

3. 改定に向けた方向性

【改定に向けた方向性（まとめ）】

基本構想	現行の考え方を基本としながら、改めて30年程度先を展望し、 必要な見直し（アップデート） を実施（計画期間の設定なし）
基本計画	現行の考え方を基本としながら、R8～R19年度の12年間を新たな計画期間として、 必要な見直し（アップデート） を実施
実施計画	これまでの実施計画に基づく取組の成果や課題等を踏まえ、 「第4期実施計画（R8～R11年度）」を策定（実施計画の構成は抜本的に見直し）

【改定後の計画期間等】



4. 改定作業の基本的な考え方

① 中長期的なまちづくりの検討

めざす都市像の実現に向けて、引き続き、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をバランスよく進めていくため、急速な高齢化の進展を見据えた[地域包括ケアシステムの進化](#)や[子育て支援のあり方](#)、市内経済の活性化につながる[戦略的な産業集積拠点の形成](#)など、[中長期的なまちづくりの方向性](#)について、バックカスティング思考も用いて[検討を行います](#)。

② 将来人口推計の実施

「川崎市第3期実施計画策定に向けた将来人口推計(更新版)」において、[本市の人口は令和12\(2030\)年頃まで増加](#)を続け、[人口ピーク値は約160.5 万人](#)になると見込んでいますが、[直近の人口は推計を下回って推移](#)しています。新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変容や直近の開発動向等も踏まえ、[令和6年度に改めて推計](#)を行い、総合計画改定等の基礎資料とします。

③ 都市構造と交通体系の考え方

今後も引き続き広域調和・地域連携型の都市構造をめざしつつ、[臨海部における大規模土地利用転換](#)、[広域拠点等における再開発事業](#)及び[市域の交通網の整備](#)の進捗や、[路線バス事業を取り巻く情勢](#)など、社会環境の変化等を適切に踏まえ、検討を行います。

④ データを活用した政策形成

政策の透明性と有効性を高め、市民の行政への信頼を確保するため、さまざまな客観的なデータや証拠を活用し、多角的な視点から、[データに基づく現状把握や課題分析](#)、[目標設定](#)等を行うなど、[政策形成におけるデータの利活用を積極的に推進](#)します。

4. 改定作業の基本的な考え方

⑤ これまでの評価結果の反映等

川崎市政策評価審査委員会における[外部評価を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえ](#)、達成状況等を適切に把握・分析した上で、[課題や改善点を明確化し、計画改定に反映](#)させます。

また、[実施計画の見直しに伴い、計画の進行管理と評価の仕組み、指標設定の考え方についても見直し](#)を行います。

⑥ 市民参加の促進

市民ニーズを的確に把握し、総合計画に多様な視点を取り入れるため、[無作為で抽出した市民等からの意見聴取](#)や市民説明会、パブリックコメント等を実施し、[改定プロセスにおける市民参加を促進](#)します。

⑦ 有識者からの意見聴取

各政策分野における最新の動向を把握しながら、中長期的な視点で改定に向けた取組を進めるため、[有識者の客観的かつ専門的な見地からの意見聴取](#)を行います。

⑧ 関連計画との連携等

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進を図るため、[「行財政改革プログラム」や「今後の財政運営の基本的な考え方」等の関連計画の改定に向けた作業と緊密に連携](#)しながら取組を進めます。

また、効率的・効果的な計画行政に向け、[総合計画と連携する分野別計画等のあり方](#)について検討を行います。

⑨ 改定推進体制

総合計画の改定に向けた企画及び立案については、[市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部](#)において推進します。

各局区は、それぞれの局本部・区本部において、所管事業等の検討を進めるものとします。

5. 改定までのスケジュール（予定）

令和6年度	5月29日	川崎市総合計画 「改定に向けた基本的な考え方」 公表
(2024年度)	8月	川崎市総合計画 「第3期実施計画 中間評価結果」 公表
	8月以降	市民からの意見聴取 の実施 有識者からの意見聴取 の実施
令和7年度	5月	川崎市総合計画 「改定方針」 公表
(2025年度)		川崎市総合計画改定に向けた 「将来人口推計」 公表
	11月	川崎市総合計画 「改定素案（※）」 公表
	12月	市民説明会、パブリックコメント の実施
	2月	川崎市 「基本構想」 ・川崎市 「基本計画」 改定の議案提出 川崎市総合計画 「第4期実施計画(案)」 公表
	3月	「川崎市総合計画」 改定

（※） 改定素案の内訳：①基本構想改定素案、②基本計画改定素案、③第4期実施計画素案